

FASB 元議長・初代 IASB 理事の Robert H. Herz 氏に訊く

～監査人を取り巻く最近の動向—監査品質の指標及び監査報告書を中心に～

| 元 FASB 議長、IASB 初代理事 | Robert H. Herz |
|---------------------|----------------|
| 日本公認会計士協会会長 | 森 公高 |
| 同 副会長 | 関根 愛子 |
| 同 常務理事 | 染葉 真史 |
| 同 国際委員会委員長 | 樫山 豪 |
| 同 国際委員会委員 | 佐藤 洋介 |

元米国財務会計基準審議会（FASB）議長であり国際会計基準審議会（IASB）の初代理事を務められた Robert H. Herz 氏が 2014 年 12 月に来日された機会を捉え、国際委員会では森 公高会長、関根愛子副会長及び染葉真史常務理事を迎えて、監査品質の指標や監査報告をテーマとしてインタビューを実施した。

※本インタビューは、英語で行われたものを翻訳し、まとめたものである。

<はじめに>

関根: 本日はお時間を頂きありがとうございます。日本では、ほとんどの人が Herz さんは IFRS や米国会計基準など、会計の専門家だと考えています。しかし、最初は監査人としてキャリアをスタートされたと伺っています。また、リスク・品質部門のリーダーを務めたご経験もあり、現在は米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）にも関与していらっしゃいます。そこで本インタビューでは会計¹ではなく、監査や品質管理等に焦点を置いてお話を伺いたいと思います。

Herz: このたびは東京にお招きいただきありがとうございます。関根さんからお話し頂きましたように、ほとんどの人は私のことを FASB の元議長や IASB の初代理事といった会計の専門家として認識くださっていると思います。しかし、キャリアの大半を過ごしたのは Coopers & Lybrand と PwC です。何年もの間、監査責任者を務めておりましたし、保証に関連したリスク・品質部門の責任者を何年も務めていました。また、国際会計士連盟 (IFAC) の多国籍監査委員会 (Transnational Auditors Committee) の最初の議長も務めました。現在は、様々な企業の取締役を務めています。皆様がご存じの金融機関のモルガン・スタンレーでは監査委員会の委員長を務めています。また、米国政府機関のファニーメイの監査

¹ 会計に関しては、インタビュー記事「FASB 元議長・IASB 元理事の Robert H. Herz 氏、ASBJ 前委員長の西川郁生氏、IASB 前理事の山田辰己氏に訊く、—米国・日本における IFRS の取組み及び最近の米国における IFRS の動向—」が会計・監査ジャーナル Vol.27. No. 4 に掲載されている。

委員でもあります。また、先ほどご紹介いただいたように米国 PCAOB の常任諮問グループ (SAG : Standing Advisory Group) のメンバーでもあります。ほかには、カナダ会計基準監視評議会のメンバー、イングランド及びウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) の財務報告委員会 (FRF : Financial Reporting Faculty) のメンバーも務めています。さらには、コロンビア大学ビジネススクールで教鞭も取っています。ほかにも幾つかの活動、企業、非営利団体に関与していますし、新たにサステナビリティ会計基準審議会の理事も務めることになっています。

樫山: ありがとうございます。現在、経済のグローバル化や、サプライチェーンのボタレシ化など、経済を取り巻く環境が刻々と変化しています。その中でも特に金融危機を受けて監査に対する期待の声も高まってきています。このような中で、監査品質の向上というのが我々にとっての至上命題だと考えています。この点、本日は特に監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicators) 及び監査報告書の記載内容に焦点を当てて考えをお伺いしたいと考えています。

Herz: まず、監査人に対する期待の高まりは、世界のほとんどの国・地域で共通して言えることだと思います。もちろん監査品質の向上には全面的に賛成していますが、一方で監査ができること、また、監査がすべきことには限界があると考えています。しかし、だからといって他の製品やサービスのように改善することができないということではなく、継続的に向上に努める必要があると考えます。したがって、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び米国 PCAOB が監査品質に焦点を絞って行っているプロジェクトは、会計プロフェッションにとって、また会計プロフェッションに対する評価や評判にとって、そして社会及び資本市場のために私達が提供するサービスの全体的な品質にとって、非常に重要なプロジェクトであると考えています。

<AQIについて>

樫山: まず監査品質、特に AQI について教えていただければと思います。この監査品質については、様々な組織が監査品質の指標の検討を行っています。その中で、PCAOB の AQI プロジェクトの目的と趣旨を簡単に教えてください。

Herz: PCAOB が行う監査品質の指標の開発を目的としたプロジェクトで検討されている指標は、その種類によっては今後公表されるものになるかもしれませんが、又は PCAOB や場合によっては企業の監査委員会にだけ報告されるものになるかもしれません。この指標の目的は、何が監査品質に寄与するのかをより良く理解し、監査委員会又は一般投資家が各監査事務所の監査品質や各エンゲージメント・チームの監査品質を測ることができるようにすることです。他の指標と同様、測定や報告を始めると、監査事務所やエンゲージ

メント・チームが刺激を受けてさらに改善するようになるかもしれません。

櫻山: このプロジェクトを進める目的及びその対象は何でしょうか。

Herz: 私はPCAOBのメンバーではなく、PCAOBに助言を行うSAGのメンバーですので、監査品質指標のプロジェクトについてはこれまでも何回かPCAOBと議論したことがありますが、PCAOBを代表してお話することはできないということを最初に申し上げておきたいと思います。現在はPCAOBのスタッフがコンセプト・リリースを作成している段階です。コンセプト・リリースとは、「このようなアイデアがあります、こうした質問がありますが、どう考えますか？」といったことを提示する第一段階の文書です。現時点では、監査プロセスに対するインプット（必要な技能）と監査プロセスそのもの、また監査のアウトプット（特定の報告）に関する指標の開発に向けて検討が行われています²。そうしたインプットやアウトプットの一部は、それぞれのエンゲージメントに固有のものである場合があります。例えば、品質及び能力に係るインプットや、エンゲージメント・チームのメンバーの研修に係るインプットは、その業界、そのエンゲージメントに必要な人材のレベルといった事項に固有のものであることがあります。アウトプットについても同様のことが言えると思います。しかし他方で、監査事務所そのもの、又は監査事務所におけるその業界の実務全体に関係する指標も考えられます。例えば、修正再表示の数、PCAOBによるレビューの結果、内部品質管理レビューの結果、パートナーとスタッフの比率などが挙げられます。こうした事についてはまだ何も決まっていない段階であり、コンセプト・リリースもまだ出来上がっていません。またこのプロジェクトの完了までには、パブリックコメント等を通じた様々な意見の集約及び議論を経ることになります。

櫻山: まだ最初の段階ということで、今後どう議論が動いていくか何とも言えませんが、今現在ではこの指標というものはどのような利用のされ方をしていくと考えられているのでしょうか。

Herz: まだ始まったばかりですのでここでも推測するしかないのですが、個人的な見解としては、幾つかの指標は監査事務所全体の保証業務に関連付けられ、また幾つかの指標は特定の業界の実務に関連付けられると思います。そしてこれはいずれも公表されることになるのではないかと思います。監査委員会の委員としては、財務諸表の監査を行う監査事務所に関係した指標を見たいと思います。ほかにも、繁忙期の残業時間といったエンゲージメント固有の指標も考えられるでしょう。例えば、きちんと仕事をするために十分な時間が確保されるかといったことです。私はモルガン・スタンレーの監査委員会委員長ですので当社の監査人には金融サービスに精通していて欲しいと思います。それぞれの専門分

²我が国では、日本公認会計士協会（監査基準委員会）から監査基準委員会研究報告「監査品質の枠組み」として公開草案が公表されている
(http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/1-24-0-2-20150226.pdf)。

野の業務にだけ関連するような、そうした事項は監査委員会に報告されるべきだと個人的には考えていますが、それだけではなく監査事務所全体のことや、その監査事務所のその業界の実務についても知りたいと思います。現時点ではまだ分かりませんが、今後議論が深まっていくと思います。そしてこれらの事項を公表するということになると、懸念や問題が必ず出てくるでしょう。

樫山: まだ議論の初期段階ですが、いろいろな使われ方、いろいろな便益があると考えられ、これはこれから議論を通じて段々形作っていくものだということですね。

関根: 監査品質は大切だと言われていますが、それを測る、又は評価するということは非常に難しいのではないかと考えています。監査人はきちんと行っているつもりでも、外からではその監査品質が良いかどうかは分かりづらく、その品質をどのように評価するかということについて難しさがあると思います。米国では、監査品質の指標についてどの程度議論が盛り上がっているのでしょうか。

Herz: このプロジェクトは高い関心を集めています。私は、実は PCAOB の SAG だけではなく、米国の監査品質センター（CAQ : Center for Audit Quality）におけるこのトピックに関する協議グループのメンバーでもありますが、ここでは既に潜在的な指標について限定的なフィールドテストを実施しています。このように、監査品質の指標は非常に高い関心を集めており、今後様々な見解が示されたり、議論が起こることになると思っています。しかし、果たして良い指標を開発することができるのかどうかを見極めようとする動きも多くあります。

樫山: AQI によって監査事務所の品質が比較されることについて、これが監査業界にどのような影響を与えることになるのでしょうか。

Herz: まだ分かりませんが、基本的には指標を使って何を測定するかが重要であると思います。私達会計士の仕事とは何であるか、という基本に関わることです。何かを測定し、それについての情報を集め始めると、一定の傾向が分かるようになります。そしてその結果についての説明責任も増すことになります。そしてこのようなサイクルは改善や革新をもたらすことが多いのではないかと思います。また投資家は、監査事務所間で、また他業界との比較において、ほかと違いがあるのかどうか、それを測ることができるのかどうかを理解することに関心を持つことになるでしょう。監査委員会のレベルで言うと、私が監査委員会の委員を務める企業では、エンゲージメント・チームに対して既にこうした質問をしています。もう少し標準化された回答があれば良いと思います。

樫山: そうすると、具体的にどうなるかというのは見えないまでも、我々はこの指標が出てしまったらどうしても意識せざるを得なくなる、ということですね。

Herz: そうですね。最近では透明性を求められるのが当たり前になってきています。そして

それには説明責任が伴います。一般論としてこれは良いことだと考えています。

関根: そういう意味では、PCAOB の SAG のメンバーとしてというよりも、監査委員会のメンバーとしても、一つの監査の品質指標ができ、常に監査品質を評価したり考えたりすることは役立つだろう、ただし、その指標を作るのは中々難しいということですね。

Herz: 知りたいことの本質を捉えた指標を策定できるかどうか、それがこの作業の一番難しいところです。ちなみに PCAOB は、これに多くのスタッフ、時間、労力を費やしています。

櫻山: AQI についてももう一つ質問させていただきます。監査品質と費用のバランスについて、現状では、監査報酬というのが監査人を決定するための一つの要因になっているのではないかと思います。この傾向というのが、どのように変わっていくのか、それによって監査事務所側でどの程度品質向上のため、この指標のためにコストが増えることになるのでしょうか。

Herz: 品質を向上させつつ、適正な利益を確保する、というのは業界と企業の両方が直面する課題です。私個人としては、監査委員会の委員として、監査事務所が合理的な報酬を受け取っていると感じるようにしたいと考えています。監査事務所が提供する仕事に対する合理的な報酬が必要です。監査人の仕事は非常に重要な仕事です。監査委員会や取締役にとって重要ですし、投資家、ひいては資本市場全体にとってとても重要な仕事です。監査は信頼されるものでなければなりません。監査人の報酬やコストを削ろうとすることは良くないと思います。しかし一方で、全体のコストやその便益にも気を配らなければなりません。とはいえ、監査事務所も継続的に監査品質を向上できると思いますし、部分的には監査品質の指標を報告することによってそれが達成されると思います。どの業界にとっても研究開発 (R&D)、製品強化は必要な経費です。

森: 監査品質に関して二つ伺いたいと思います。金融危機の後、監査品質の向上が必要だと世界的に意識されているのではないかと思います。この AQI についても、これに対する一つの対策であろうと考えています。そしてその基本には、監査についても説明責任が求められてきているということがあります。そういった中で、監査を取り巻く環境には監査人、規制当局、監査委員会だけでなく、投資家や企業の取締役などが利害関係者として存在しています。監査品質の向上に当たり、規制当局と監査委員会、監査人との間ではある程度のコンセンサスを得られるのではないかと思います。AQI について投資家、又は取締役会などとのコンセンサスをどのように取っていくのかについて何かお考えがありますでしょうか。

Herz: 私は PCAOB に対して助言を行うグループの一員であり、AQI についての決定を行うのは PCAOB です。そして、PCAOB の全ての基準は最終的に米国証券取引委員会 (SEC)

によってコメント募集のために公表され、SEC によって承認されなければなりません。他の基準設定プロセスと同様、PCAOB の基準設定プロセスには提案に対する議論を行うことを目的とした様々な段階があり、最終的には、独立の基準設定主体が、デュー・プロセスから得られた意見等を全て勘案し、決定を下さなければならないのです。そしてその意見等は今おっしゃられたような全てのグループから寄せられます。先ほど申し上げたように、このプロジェクトには注目が集まっています。PCAOB は、意見等をコメントからだけ得るのではなく、公聴会を開催したり、監査委員会、投資家、企業、監査人の代表者を含む様々なグループとの会合を開いたりするなどいろいろな方法で意見等を得ることになると思います。

森: 監査の質の向上については、各国の規制当局の連携がかなりこのところ活発に行われています。その機関としては監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) というのがあります。IFIAR においても各国の監査の状況の調査が始まっています。PCAOB としては IFIAR の活動に関与していくとは思いますが、どのような関与をしていくか、あるいはどのような貢献をしていくかというお考えがあればお伺いできますでしょうか。

Herz: おっしゃるとおり、PCAOB は IFIAR に加盟しており、IFIAR の現議長である Lewis Ferguson 氏は PCAOB の理事の 1 人でもあります。そのため、PCAOB と IFIAR の理事及びスタッフは、全てではありませんがそれぞれの会議に出席しています。PCAOB と IFIAR の間にはかなり強い繋がりがあり、継続的に対話が行われています。今後は、世界で一般的に見られる検査指摘事項など、より多くの情報が共有されることになると思っています。世界中の主要監査規制当局はますます協調していくことになると思いますが、その多くは IFIAR を通じたものになるでしょう。

森: これから連携がますます強まり、IFIAR の活動が活発になるとお考えですか。

Herz: はい、その方向に進んでいると思います。特にグローバルな監査事務所にとっての課題の一つは、PCAOB、英国の財務報告審議会 (FRC)、カナダ公共会計責任委員会 (CPAB)、日本の公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) など、様々な当局による検査の対象になることだと思います。検査手続をどの程度共有できるか、お互いの検査手続にどの程度依拠できるか、といった問題がありますが、これは常に進化しています。米国では、PCAOB が中国との間で適切なワーキングモデル³を構築しようと取り組んでいます。これは PCAOB が取り組んできた大きな論点であり、他の国とも同様の取組を行っています。グローバルな監査事務所の立場からすると、これは非常に重要な問題であると同時に、監査事務所に限った問題ではありません。例えば私は多くの国で事業を行っている大手金融機関であるモルガン・スタンレーの取締役ですが、その立場からすると、金融規制が整合したものであ

³ 米国上場企業の会計監査を担当する中国の監査法人を米国側が本格的に検査できるよう、米国当局と中国当局間の協力的取決め合意に向けた話合いが継続している。

ってほしいと思います。金融規制も国境を越えたものなのです。

染葉: IFIAR の加盟団体には検査に関して重要な共通テーマがありますね。例えば、グループ監査は非常に重要なテーマです。

Herz: そうですね。グループ監査、他の監査事務所の業務への依拠、会計上の見積り、公正価値、内部統制に係る分野で指摘事項が見られます。それを共有するためのシステムや問題に焦点が当てられています。

<監査報告について>

佐藤: 次は監査報告について伺いたいと思います。監査報告書は、先ほどから話が出ている監査人と投資家、監査委員会との間の非常に重要なコミュニケーション・ツールですが、今その報告書のモデルが、合否モデル（pass/fail model）から記載を拡充する方向に大きく動いています。この中で PCAOB においても、2013 年に監査報告に関する公開草案を公表し、そこでは監査上の重要事項（CAM : Critical Audit Matter）の記載を求める提案を行っています。現在、こちらは再公開草案化に向けて準備中と伺っておりますが、PCAOB で検討されている事項の特徴や一番議論になっている事項についてご教示いただければと思います。

Herz: 実は 2 週間ほど前に PCAOB の SAG の会議があり、このプロジェクトと監査報告モデルに関して幾つかのアップデートと議論が行われました。PCAOB は 2015 年初めに再提案を行うため現在作業を行っています。最初の提案に対しては多くの意見が寄せられています。また、英国で監査報告の拡充が始まって 2 年目になりますが、PCAOB は英国での監査報告に注目しています。幾つかの報告書に目を通し、市場、監査委員会の委員、企業がどう受け止めているかに関して聞き取りを行ってきました。また、IAASB のプロジェクトにも注目しています。IAASB は、監査上の主要な事項として、従来よりも拡充した監査報告書を採用する予定です⁴。そして PCAOB の再提案も同様のものになると思います。実は、PCAOB の SAG の会議に IAASB の議長である Arnold Schilder 氏が出席したのですが、Schilder 氏と PCAOB の主任監査官である Martin Baumann 氏は、方向性がほぼ同じであるという点で意見が一致していたようです。PCAOB の再提案は、監査人が CAM であると考える事項に関して報告を行う、といったものになると思います。そしてその事項は、監査人が監査委員会に伝えることが要求されている事項から選択又は特定されることになると思います。英国における新しい制度に基づく監査報告書に対する人々の反応は、おおむね好意的だと思います。しかし、これは個人的な意見ですが、米国では何かの変更され、そ

⁴ IAASB は、2015 年 1 月 15 日に国際監査基準（ISA）第 701 号「COMMUNICATING KEY AUDIT MATTERS IN THE INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT」を公表している。

れによってリスクや責任が生じる可能性がある場合、必ず問題になります。そしてこれは当然の懸念だと思います。また、これによって監査人が情報を提供する第一のソースになるべきではないとの懸念があります。というのも、監査人が監査報告書で述べる情報を提供するのには企業でなければならないとの原則があるからです。そうした懸念もありますが、私は全体としては米国及び世界におけるこの取組を支持しています。私は、現在米国や他の国、そして日本もだと思いますが、そうした国で使われている現在の監査報告書は、一般投資家や資本市場、そして監査専門職にとって十分に有益なものではないと長く考えてきました。監査が適切に行われれば、それは非常に示唆に富んだものになるはずですが、しかし、その点に関して十分に評価されていないと思うのです。

佐藤: もう一点監査報告書についてお伺いしますが、現在米国でも監査報告書に関して個人名、担当するパートナーの個人名を開示するというような議論がなされていると伺っております。日本では、監査事務所の名前と個人名のサインが入った監査報告書を過去から発行してしまっていて、米国で個人名を開示すること、又は署名することが、これほど大きな議論になる背景をお伺いしたいと思います。

Herz: そうですね、疑問に思われるかもしれませんね。幾つか懸念があるのですが、それらは全て当然の懸念です。まず、監査責任者がより多くの個人的責任を負わなければならない可能性があるという懸念です。私は弁護士ではありませんので、実際にそうであるかどうかは分かりませんが、SEC 文書に専門家として名前が含められた場合、いわゆる「専門家」として扱われることになります。そうすると、今よりも多くの責任が生じるのです。米国には、監査は監査責任者だけが行っているのではなく、チーム、監査事務所のサポート、本部のリソース、システムなど全てが一体となって行われているのだという一般的な認識があると思います。したがって、PCAOB は、監査報告書の最後に監査責任者の名前を記載するのではなく、公表される別の報告書を PCAOB に提出するという方向に向かうと思います。要するに、監査責任者を知りたい人が、そのファイルを閲覧できるようにするのです。これは SEC 文書には含められないことになっています。私は上場企業の取締役ですから、フォーム 10-K（米国市場における公開会社に求められる財務諸表等の年次決算開示様式）には私の名前とサインが記載されていますので、名前を出さないことに対して余り共感はできませんが…。

もう一つ、再提案の別の側面ですが、グループ監査の重要な部分を実施した他の監査事務所の名前が記載されることになります。これも、多くの投資家が重要だと考えていることだと思います。アーンスト・アンド・ヤング、PwC、デロイト、KPMG、グラント・ソントン及び BDO の名前だけが記載されていても、他の監査事務所が一部の作業を行っている可能性もあります。そして、グローバル・ネットワーク・ファームの一つであっても、検査の対象ではない場合があります。そのため、実際には誰がどこで監査の一部を実施しているかをもっと分かるようにすべきであると投資家が考えるのも当然のことだと思います。

す。

櫻山: 先ほど、監査責任者の名前を記載することによる潜在的なリスクがいろいろと議論になっているというお話がありました。監査責任者個人の責任・リスクはより具体的にはどのあたりにあるというコメントが出ていますか。

Herz: 今申し上げたような考え方が基本にあると思います。そしてこれはもっともな考え方だと思います。SEC 文書に専門家として記載された場合一ちなみに監査報告書は専門家の報告書ですのでそうなるのですが、同意が求められ、SEC に関して特定の責任を負うこととなります。しかしほかにも、事後的な問題に関して懸念が提起されています。会計士は、怒った投資家や市民が自分の家の前で暴動を起こすのではないかと懸念し始めています。監査人が個人的な危険にさらされるのではないかと、という懸念です。ちなみに私は FASB 議長だったときに多くの脅迫を受けましたので、これに対しては余り同情できません。そして上場企業の全ての取締役の名前も誰もが分かるようになっています。

櫻山: CAM を監査報告書に開示するに当たって、おそらく監査人が監査委員会又は経営者と議論していくことになると思いますが、監査人として留意することというのはどのようなことがあると思われますか。

Herz: 投資家が知りたいのは、監査において重大な判断を下さなければならなかったのはどの論点だったのか、又は固有のリスクが存在するとして監査の重要な焦点になった主要なリスク領域はどこであったのかだと思います。その目的を考えると、関心を持った投資家と一つの部屋にいるとして、「あなたの見解はどのようなものか。監査によって分かったことで、私達が知らなければならないのはどのようなことか」と問われていると考えれば良いと思います。投資家に関心がない事項までも過剰に報告するべきではありませんが、夜も眠れないほど頭を悩ませた事項があれば、それを監査報告書に含め、監査委員会にも報告するべきだと思います。もし、監査上の重要事項だと思うものの、財務諸表にも開示にも含められていない事項があった場合には、非常に難しい問題になるでしょう。実際問題としては、経営者は監査人が報告を考えている重要事項を知りたいと考えるでしょうし、監査報告書のドラフトを見たがるでしょう。そして、議論の結果、企業がより多くの開示を行うようになるかもしれません。徐々に変化していくと思います。私は、英国の事例が非常に興味深いと考えています。人々は多くの情報がそうした監査報告書に含まれていると感じています。また、実際にそうした監査報告書を導入してから、先に述べたような難しい問題は生じていないと思います。ただ、財務報告に関する英国の法的枠組みは、米国のものとは大きく異なることを忘れてはなりません。英国の法的枠組みは、企業や監査人から見て、米国と比べてもっと緩やかであると思います。

関根: 日本でも、財務諸表の作成者が開示していない事項を監査人が開示することについて非常に議論があります。英国でうまくいっているという話と、英国と米国の違いというの

も中々興味深く、多分日本の方も関心があると思われるので、教えていただきたいと思います。

Herz: そうですね、英国の法的枠組みは、一般的により多くのコミュニケーションと開示を奨励するような制度だと思います。適切な判断をしたのであれば、それが問題になることはありません。しかし米国の枠組みは、少なくとも一部の人は、開示を行えば行うほど、批判を受け、訴えられる可能性が高くなると考えています。そのため、「要求されていないのであればやらない」と考える人が多くなってしまいます。これは必ずしも正しい解釈ではないと思います。私がキャリアをスタートしたのは英国です。私は米国の会計士資格だけでなく、英国の勅許会計士の資格も持っています。例えばロールス・ロイスの監査報告書を読みましたが、これはとても興味深いものでした。論点の一つに挙がっていたのが、ダイムラーがロールス・ロイスに対して有するプット・オプションの評価に関係するものだったと思います。ダイムラーがロールス・ロイスに対して持分を有しており、そのプット負債をロールス・ロイスの観点からどのように評価するかが問題になっていました。監査人は、その論点を挙げ、それについて説明し、参照先の脚注を示し、「評価を慎重に検討した結果、評価は許容範囲内であるものの、やや楽観的 (mildly optimistic) である」と述べていました。「やや楽観的」とは本当に素晴らしい表現です。言いたいことがとても良く伝わってきます。しかし、そうした表現を米国で自由に使えるかどうかはまだ分かりません。というのも米国では、「やや楽観的」が何を意味するかについて基準が設けられていないとの批判を受けかねないからです。

森: この新しい制度は英国では既に始まっているわけですが、米国では公開草案に対するコメントの受領のほか、企業側とコミュニケーションを図るための手続は行いましたでしょうか。また、これから行う予定はありますでしょうか。

Herz: この点に関しても PCAOB では豊富なプロセスが整備されています。私のいる SAG だけではなく、例えばこうしたトピックに関心を持っている財務管理者協会 (FEI: Financial Executive International) などの企業報告グループや業界団体など、ほかにも多くのグループと話し合いの場を設けています。そうしたグループから様々なコメントを受けています。もちろん公聴会も行いました。2 回目の提案に関してもパブリックコメントを求めます。基準設定主体としてできる限りの意見を集め、十分に意見を聞いた後は、決定を下さなければなりません。

染葉: 英国の監査報告書の分析をした記事を読んだことがあるのですが、それによると、ある監査事務所の監査報告書はどれも、かなり内容が類似しているとのことでした。米国の状況を考えると、いろいろな方が懸念されている監査報告書がボイラープレート (テンプレートの様式により内容が画一的になること。) になる可能性はありますでしょうか。

Herz: ボイラープレートの危険は常にあります。SEC 文書等にもボイラープレートは見ら

れます。おそらく新しい監査報告書が始まれば、様々な監査報告書の事例が出され、それについての分析が行われ、解説が出されるでしょう。その結果、「この監査報告書の方が他の監査報告書よりも洞察力や思慮に富んでいる」と人々が考えるようになれば、ベストプラクティスが発展していくと思います。

関根: 経営陣や監査委員会とのコミュニケーションに関連して一つ質問させていただきま
す。例えば米国では、監査委員会や経営者に会計士の方が多くいらっしゃるような環境で
しょうか。日本ではまだ会計士の方は少ないのですが。

Herz: そうですね。米国では企業に多くの会計士がいます。経理部長（コントローラー）
や最高会計責任者は通常会計士ですし、最高財務責任者（CFO）も会計士であることが多
いですね。CFO は、取締役（CEO）と共に SEC 報告書を保証しなければならず、ますます
重要になってきています。また、監査委員会にいわゆる「財務専門家（financial expert）」
を含めることが SOX 法によって求められていることから、取締役会や監査委員会に今後引
退した会計士がより多く見られるようになると思います。会計士であれば財務専門家にな
ります。私がモルガン・スタンレーの取締役になった頃に、KPMG の元 CEO である Tim Flynn
氏が、JP モルガンの取締役になりました。その時ウォール・ストリート・ジャーナルに、
確か「モルガンに続け（Keeping up with the Morgans）」というようなタイトルの記事が掲
載されたと思います。この記事は、大手企業が、会計専門職の経験豊富な人材をもっと取
締役に選びたいと考えているといった内容の記事でした。

森: 具体的には監査委員会の中に何割くらいの会計士がいるのでしょうか。

Herz: それは企業によって異なると思いますが、私が監査委員を務める二つの企業では、
監査委員会の 4 人の委員のうち、2 人が会計士で 2 人が会計士ではありません。

関根: そうすると監査人と監査委員の間で監査に関する事項や問題を議論するのが非常に
スムーズになるかもしれませんね。日本では、経営者で会計士という方はそれほど多くい
らっしゃいません。そのため、コミュニケーションが難しい場合があります。

Herz: そうですね。米国では監査委員会と経営陣の両方に会計士がいますから、そのよう
な問題は少ないかもしれません。しかし興味深いことがあります。モルガン・スタンレー
で私と一緒に監査委員を務めている Howard Davies 卿がある事を言っていました。Davies
卿は英国の旧金融サービス機構（FSA）の元長官であり、ロンドン・スクール・オブ・エコ
ノミクス（LSE）の学長を務めた経験もあり、その後英国企業を含む多くの企業で取締役を
務める非常に著名な人物ですが、彼は、新しい監査報告書が特に監査人ではない、また監
査をしたことのない人達にとって非常に有用であり、彼らの理解を助け、議論の役に立っ
ていると言っていました。

<おわりに>

染葉: 本日はどうもありがとうございました。JICPA でも国際的な活躍ができる公認会計士を育成することを目指して様々な取組を進めています。ただ、言語の問題もあって、国際的な人材育成には多くの課題があります。Herzさんはグローバルに活躍していらっしゃいますので、最後に、日本の公認会計士、特に若手会計士に向けてメッセージをいただけますでしょうか。

Herz: そうですね。まず、会計プロフェッションの一員になることは非常に素晴らしいことだと申し上げたいと思います。会計士は非常に重要な職業であり、社会やクライアントにとって非常に重要な役割を果たします。会計士は、様々なスキルを組み合わせ、客観性を持って監査やコンサルティングを行います。スキルを発揮するとともに、客観性も必要なのです。そしてこれは会計プロフェッションに特有のものであり、価値のあることだと思います。「国際的な」という点に関してですが、これは誰にでも機会があるわけではありませんが、もしキャリアの中で国際的な業務を任されたならば、必ずしも海外で働くということだけでなく、アメリカやヨーロッパの企業の日本子会社で働くという場合もあります。様々なことを学んで欲しいと思います。その企業が米国会計基準を使っているならば、米国会計基準について学習しなければなりません。IFRSで報告を行っているならば、IFRSについても知らなければなりません。多くを知れば知るほど、自分のスキルは強化されていきます。これは私が常に言っていることなのですが、得意なことを作ってください。例えばそれがIFRSならば、IFRSについて深い知識を身に付けてください。IFRSに関する業務を任されたのであれば、基準を読み込んで下さい。できる限り読み込み、いろいろな人と話してください。キャリアの中で、世界の様々な国に住み、仕事をしたことは私にとって非常に有益でした。それは私のキャリアを大きく助けてくれました。しかしそれだけではありません。私は1980年代初めに外貨換算の業務を任せられましたがその当時FASBが外貨換算に関する基準を公表しようとしていたのです。その業務から、次は金融商品に繋がっていきました。そして1980年代に金融商品の市場全体が急速に成長しました。そして気付いたら会計事務所の金融商品の専門家になっていたのです。その結果、非常に貴重な人材になることができました。

関根: 確かに会計や監査が非常にグローバルになっていますので、あえてインターナショナルというのを意識しなくても、何かについて、会計や監査についての専門家として一生懸命やっていると、自然と日本国内だけではなく、他の国のことにも従事していることがあります。私自身も最初は日本企業の業務を中心に行っていて、ずっと日本で業務を行ってききましたが、日本基準がコンバージェンスして行って、いつの間にか日本基準の業務を行っていてもグローバルのことも行わなければいけないという状況になりました。

Herz: そうですね、海外に住んで仕事をするというのが一番かもしれませんが、それだけ

が国際的な経験を得る方法ではありません。

樫山: 言語というよりは、専門知識をつけていけば、それが自然にグローバルになっていくことですね。

Herz: はい。そしてそれによって特別になることができます。ほかの人もそれぞれ特別なので唯一無二というわけにはいきませんが、特別な存在になることができます。それによってキャリアにおいて差別化を図ることができるのです。いろいろなことが考えられます。成長分野がどこなのかを探ることだと思います。

樫山: 非常に有益なコメント、そして素晴らしいメッセージをありがとうございました。

以 上